

## 植民地朝鮮における「内地人」教員の役割

山下, 達也  
九州大学大学院人間環境学府

<https://hdl.handle.net/2324/14677>

---

出版情報 : 九州教育学会研究紀要. 34, pp.27-34, 2007-08-10. Kyushu Association of Education  
バージョン :  
権利関係 :



## 植民地朝鮮における「内地人」教員の役割

山下 達也

### はじめに

本稿は、植民地朝鮮の「内地人」教員に着目し、初等教育界におけるその位置づけや学校内外における「内地人」教員としての役割を明らかにしようとするものである。

「内地人」教員の内部には、養成課程や教員免許状の種類、「内地」生活経験の有無、朝鮮滞在歴などの特徴を異にした教員が混在していたため、その実態は「内地人」教員というひとつのカテゴリーのみで一様に捉えることはできない<sup>(1)</sup>。しかし、こうした人々は植民地期に出版された朝鮮教育関係著書や、教育施政関係資料の中では、「内地人」教員というひとつの括りでその位置づけや役割について議論、言及されている。したがって、朝鮮における「内地人」教員の存在意義やそこに内在した植民地教育政策としてのねらいについて検討するには、それらの内容を具体的に解明していく必要がある。すなわち、「内地人」教員内の多様性の追究が、彼／彼女らの実態を精緻に捉える作業として位置づくのに対し、こうした人々が皆、植民者たる「内地人」教員として求められていたものを把握することは、教育を通じた日本の植民地経営のあり方を検討するうえで不可欠な作業である。

そこで本稿では、植民地朝鮮における多様な「内地人」の教員が、「内地人」教員というひとつの括りでどのように捉えられていたのか、その位置づけや役割に着目する。これまで「内地人」教員の位置づけや役割について考察したものとして、佐藤由美と古川昭の論考を挙げることができる。佐藤は、普通学校の「教監」（日本人）の役割が、「近代的な学問に裏付けられ

た各教科の授業を行うことだった。ただし、その内容は親日的で、日本語を重視することが方向づけられていた」[佐藤 2003:99] ことを明らかにしている。本稿とは対象とする時期が異なるものの、普通学校が開設された1906年から併合にかけて、すなわち、朝鮮植民地化過程における日本人教員の使命、教育活動の一側面を明らかにしたものとして示唆的である。また、古川の論考は、朝鮮人教員の校長登用問題に主眼がおかれているが、同論考からは植民地期の普通学校の校長の多くが「内地人」によって占められていたことが窺える。こうした先行研究の状況を踏まえ、本稿では第一に、旧韓末と植民地期の連続性を視野に入れつつ「内地人」教員をめぐる状況の変遷を明らかにしたい。第二に、それらを踏まえたうえで植民地期朝鮮の初等教育界における「内地人」教員の位置づけとその特徴、そして、学校内外で求められた「内地人」教員としての役割について論じたい。

具体的には、まず朝鮮総督府による教育施政関係資料や雑誌から併合前後の「内地人」教員の処遇やポストの連続・不連続性を明らかにし、そこから植民地期における「内地人」教員の位置づけを読み取る。次にそれを受けて、旧韓末から学政参与官として教育行政に携わった幣原坦によって著された朝鮮教育関係著書である『朝鮮教育論』（六盟館、1919年）や『朝鮮彙報』（朝鮮総督府）、また、地方教育誌等における「内地人」教員をめぐる議論やその教育実践報告の内容を追い、「内地人」教員による朝鮮人教員の指導と社会教化活動について具体的に跡付けていきたい。そして、こうした作業を通じて「内地人」教員を介した植民地初等教育の構造の一端を明らかにしたい。

なお、朝鮮人児童を対象とした初等学校は、1937年度までは普通学校、1938～1940年度までは小学校、1941～1945年度は国民学校（「内地人」児童を対象とした小学校についても同様）と称するべきであるが、研究対象時期がまたがっているため、本稿では、基本的にこれらを初等学校とし、必要に応じては3つの呼称を使用することとする。

## 1. 「内地人」教員の位置づけ

植民地朝鮮における「内地人」教員の位置づけを捉えるにあたっては、まず朝鮮植民地化以前における日本人教員の位置づけとの連続・不連続性を確認しておく必要がある。日清（1894.7～1895.4）・日露（1904.2～1905.9）戦争を経て1910年の併合に至る植民地化プロセスにおける日本人教員の位置づけと併合後のその転換については、併合後、朝鮮総督府の学務局学務課長を務めた弓削幸太郎の著書『朝鮮の教育』で以下のように説明されている。

学校長は教育令実施前までは総て朝鮮人であった。朝鮮人校長の下に内地人教師を採用し之に教監なる職を与へ、学校長を補佐する定めであつた。事実<sup>(ママ)</sup>に於て教監なる内地人が学校長事務を取扱ひ、朝鮮人は殆んど名義上の校長たるに止まつた。当時の朝鮮人の教育家としての能力上、全く止むを得なかつた所である。教育令実施に当りては右の如き実況に在る以上は寧ろ卒直に内地人を学校長とするを便宜と認め、悉く内地人を学校長とし教監なる制度を廃止した。  
[弓削 1923 : 145-146]

これによると、旧韓国の初等学校において朝鮮人校長は「殆んど名義上の校長」であり、日本人教員が「校長事務を取扱」ってはいたものの、そのポストは「教監」であり、制度上は朝鮮人校長の下に位置づけられていた。こうした状況は併合後も暫時継続し、1911年に朝鮮教育令が施行されて以後は「教監」が廃止され、「内地人」教員が校長に任命されている。併合から朝鮮教育令施行までの期間において旧韓末の状況が継続していたことは、併合直後の1910

年10月、京城において普通学校を視察した関口康壽の以下の視察報告から具体的に窺うことができる。

京城にて官立の模範校と称する普通学校を三四參觀仕り候に、何れも校長は朝鮮人なるも、其下に教監と称し、日本人一名宛配置しありて、殆んど之れが実権を握り居る様に候へ共、自然多数には制せらるる傾ありて、今後同化の目的に向つて其巧力を逞うせんには、少くとも五人の教師中二人位の割合を以て日本人教師を配置するの必要ある様感じ申候。[関口 1910 : 40]

この報告から、「官立の模範校と称する普通学校」においても併合直後は「内地人」教員が朝鮮人校長の下に「教監」として位置しながら、実権を握っていたことが確認できる。そして、この報告から約1年後の1911年11月1日、朝鮮教育令の施行を境に両者の制度的立場が転換し、学校の頂点に「内地人」教員が、その下に朝鮮人教員が位置づいたのである。こうした状況は、朝鮮総督府の『施政二十五年史』でも「基礎教育をなす公立普通学校に於て国語教授並に国民性養成の重大事業に任じたるは少数の内地人校長及び其の下に働いた朝鮮人教員であつた」[朝鮮総督府 1935 : 170]と振り返られている。すなわち、植民地化のプロセスや併合直後においては「教監」でありながら実権を握る存在であったことに加え、教育令施行後は校長という制度的な地位をも獲得することにより、「内地人」教員は名実ともに普通学校的首脳として位置づくようになったといえる。

『朝鮮総督府月報』（1912年1月）によると、併合後の「内地人」教員の校長への登用およびそれまで校長であった朝鮮人教員の更任の実際は以下のとおりである。

教員特ニ教監ノ採用ニ関シテハ慎重詮議ヲ重ネ従来公私立学校ニ在職シ相当ノ資格経歴ヲ有スル者ニシテ其ノ成績優秀ナル者ハ引続キ採用セラレタル者アレトモ其ノ大多数ハ積年内地ノ教育ニ従事シ且学校長ノ経歴ヲ有スル現職者ニシテ従前ノ成績佳良ナル者ヲ選抜採用シタリ而シテ是等ハ本年（1911年—山下註）十一月新学制ノ実施ト

共ニ改メテ公立普通学校訓導ニ任シ更ニ同学校長ヲ命セラレタリ而シテ鮮人ニシテ従来学校長若クハ学校長事務取扱嘱託タリシ者二十三名アリ之カ更任ニ就キテハ当該道長官ノ意見ヲ徴シ資格ニ欠ク所アリテ任用スルコト能ハサル者ノ外ハ引続キ訓導ニ採用セラレ退職者ニ対シテハ当時相当ノ賜金アリ [朝鮮総督府 1912a : 25]

これによると、「教監」であった「内地人」教員が実際に「改メテ公立普通学校訓導ニ任シ更ニ同学校長ヲ命セラレ」たことや、それまで校長を務めた朝鮮人教員が訓導になったことがわかる。こうした位置づけの転換が行なわれた後、総督府は「内地人」教員に講習を受けさせ、その任用に注意を払っている。その講習は、朝鮮で植民地教育を担う者としての知見を「内地人」教員に会得させる機会であった。例えば、1912年7月22～30日、「内地人」教員を対象に開かれた講習会の講習科目とその講師、科外講演とその講師はそれぞれ表1のとおりである。

講習科目や講師陣の顔ぶれから、この講習が総督府による教育政策の趣旨や方針、朝鮮事情について理解させることを主たる目的としていたことが窺える<sup>(2)</sup>。こうした「内地人」教員の任用状況は1915年の『朝鮮彙報』においても次のように説明されている。

内地人訓導の任用に関しては、周到なる注意を払ひ其経歴為人を調査し成るべく優秀なる人物を採用せんことを努む。而して併合以来新設普通学校に任用する内地人訓導に対しては、毎年之を京城に召集して朝鮮語、朝鮮歴史及地理、国語教授法、教育法規及教科書の取扱方等に関する講習を与え、其他朝鮮産業、金融、衛生等に関し専

表1 「内地人」教員を対象とした講習の科目および講師

講習科目	講師
朝鮮教育方針	関屋 貞三郎 (朝鮮総督府内務部学務局長)
朝鮮教育法規	弓削 幸太郎 (朝鮮総督府書記官)
教科書取扱方	小田 省吾 (朝鮮総督府事務官)
教授訓育ニ関スル事項	太田 秀穂 (朝鮮総督府視学官)
	大塚 忠衛 (朝鮮総督府視学)
各科教授法ノ實際的研究	渡部 春蔵 (京城高等普通学校教諭)
	山口 喜一郎 (京城高等普通学校教諭)
朝鮮語ニ就テ	高橋 亨 (京城高等普通学校教諭)
実業	宮原 忠正 (朝鮮総督府勸業模範場技師)
朝鮮ノ気象	平田 徳太郎 (朝鮮総督府観測所技師)
科外講演	講師
地方行政	小原 新三 (朝鮮総督府内務部地方局長)
普通学校視察雑感	小西 重直 (文部省視学官)

\* 朝鮮総督府『朝鮮総督府月報』(第2巻, 第8号, 1912年)より筆者作成

門家をして講演せしめ短時日の講習なりと雖、力めて朝鮮教育に関する概念を与えんことを期せり。[朝鮮総督府 1915 : 74]

「内地人」教員には「優秀なる人物」を採用することに努め、採用者にはその後さらに「朝鮮教育に関する概念」を会得せしめる講習を行なうことによって初等学校の中心的存在を確保していたといえる。

しかし、初等学校の校長がすべて「内地人」教員という体制が続いたのは、1919年までであった。1919年11月の『教育時論』の時事の紙面には、「鮮人小学校長任命」という記事が掲載されている。その内容は以下とおりである。

朝鮮人待遇改善の一方法として総督府は従来内地人のみ任用せし各公立普通学校長に朝鮮人をも加ふる事となり昨月(十月—山下註)卅一日天長祝日を機とし京畿道三名各道十二名の割合にて都合十八名の任命を見たりと。[開発社 1919 : 22]

このように、1919年以降、制度的には朝鮮人教員にも校長への途が開かれることになったが、実際に校長に登用された朝鮮人教員は少数であった<sup>(3)</sup>。また、朝鮮人教員の校長登用が開始され

た翌年の1920年、「公立学校長会諮問事項答申書」では、「朝鮮人訓導ノ校長タラント希望スル結果悪弊ヲ生スル傾向アルコト」〔慶尚北道1920：50〕などと言われており、学校関係者の間では朝鮮人教員が校長になろうとすること自体、歓迎されていなかったことが窺える。

さらに、朝鮮人教員が校長に登用されたとしても、その地位は「内地人」校長と同様に認められることはなかったという証言もある。例えば、慶尚南道柵洞公立国民学校において、1年間、朝鮮人校長の下で勤務した経験をもつ藤井祐正は、次のように述懐している。

校長は朝鮮人でした。当時、学校の校長はほとんどが日本人だったので、朝鮮人が校長になるということは、その朝鮮人の先生は優秀だったんです。私は主席訓導としてその学校に行きました。その朝鮮人の校長は人物的にもいい人でした。ところが、他の学校の日本人の校長は、「藤井君、あなたのところは朝鮮人が校長だが、あれは飾りで本当はあなたが校長だよ」と私に言ってきました<sup>(4)</sup>。

これは、校長という同じポストでありながら朝鮮人校長は他校の「内地人」校長から蔑まれ、同じ学校の一般教員であった「内地人」教員のほうが重視されていた事例である。ただし、このように、「優秀」な朝鮮人校長の下にありながら、「内地人」である自分が学校の首脳としての立場を求められるという状況に葛藤を抱えた「内地人」教員は少なからず存在しており、「内地人」教員の首脳としての位置づけは常に固定的なものであったと捉えることはできない。

## 2. 「内地人」教員の役割

### (1) 朝鮮人教員の指導

植民地朝鮮における「内地人」教員の役割としてまず挙げられるのは、朝鮮人教員の指導である。この「内地人」教員の役割に関しては、旧韓末に学政参与官として学校制度改革の基礎づくりを手がけた幣原坦が以下のように詳述している。

学校長（即ち内地人）は、常に朝鮮人教

員の指導及び学力補充に力を尽くすべきこととなり、毎年夏期休業を利用して、各道に於て、普通学校及び私立学校の教員講習会を催し、又大正元年からは、毎年京城高等普通学校に、公立普通学校教員養成講習会の特設となり、各道長官の推薦に依て、公立普通学校の副訓導（朝鮮人）を、在職の俸学費を給して之を召集し、成績可良なる者に対しては、之を訓導に陞任することとなつたのは、朝鮮人教員改善の上に一步を進めたものである。

学校長は又、設置区域内の私立学校及び書堂を率ゐて立つの責任があるから、時々之を巡視して指導を行ふのみならず、又時々其の教員を集めて講習を行ふ。斯の如く、朝鮮人教員は、凡て内地人教師の指導を受けて教育を改善して行くのだから、内地人教師は、責任が甚だ重いと同時に、内地に於けるよりも、大なる権力を授けられて居るものと謂つてよい。〔幣原 1919：179-180〕

この『朝鮮教育論』は、1918年、広島高等師範学校校長であった幣原が総督府に招かれた際に朝鮮で行なった視察をもとに、朝鮮教育の現状についてまとめたものである。以上の説明から読み取れるのは、第一に、「内地人」教員は講習会を開催し、朝鮮人教員の指導にあたるべき存在であったという点、第二に、所属学校のみならず、設置区域内の私立学校や書堂を巡視・指導し、適宜講習を行なうべき存在であったという点である。そして、こうした役割を担う「内地人」教員は「責任が甚だ重い」と見做されている。こうした幣原による「内地人」教員の重要性の強調には、「同化」政策を推進する中で「内地人」と朝鮮人の差異化が志向されるという政治的背景があったことを見落とすことができない。

それでは、「内地人」教員の朝鮮人教員指導の実例として、幣原が『朝鮮教育論』を出版する3年前の温陽公立普通学校の例を挙げたい。同校では、「職員をして日本国民たる修養を加へしめん」〔朝鮮総督府 1916b：129〕ことを目的とし、「内地人」校長が朝鮮人教員の指導

にあっている。そのひとつに、「職員修養会」があった。その概要は以下のとおりである。

職員修養会は毎週月曜日放課後一時間を限り必ず開会するを常例とし校長指導者となり、勅語奉戴の方法を講究するものにして其の手段として道徳教育又は国民教育に関する書籍を種々の方法により解説し、職員をして職務に対する信念を深刻ならしむるに力めたり。[朝鮮総督府 1916:129]

「勅語奉戴の方法を講究」したり、「道徳教育又は国民教育に関する書籍を種々の方法により解説」するなど、この「職員修養会」はまさに朝鮮人教員の「職務に対する信念を深刻ならしむる」ことを主たる目的としたものであった。これに対し、毎月一回、第一土曜日に行なわれていた研究会は、「教授方法に熟達し国語に堪能ならしめんが為め」[朝鮮総督府 1916:129]のものであり、国語、すなわち日本語の指導を行なうという朝鮮人教員の教育実践の円滑化を図る指導であったといえる。やはりこの研究会においても、「内地人」教員が指導者となっている。こうした「内地人」教員による朝鮮人教員の指導は、その後も各地で行なわれていたと考えられるが、朝鮮人教員の思想にまでその指導が及んだことを示すものがある。それは、1934年の江原道における「公立学校長会議知事訓示及指示注意事項」にみられる以下のような指示事項である。

部下職員ノ思想善導ニ関スル件

近時神聖ナルベキ学校職員ニシテ往々不穩詭激ナル思想ニ感染シ甚ダシキハ我が国体觀念ニ悖ルガ如キ言動ヲ敢テシ刑辟ニ触ルルガ如キ者アルハ寔ニ遺憾トスル所ニシテ国民教育上寒心ニ堪ヘザル所ナリ

本道ニ於テハ未ダ之ガ不祥事ヲ見ズト雖将来一層部下職員ノ思想傾向及其ノ推移ニ関シテ特ニ細心ノ注意ヲ払ヒ社会問題、思想問題等ニ就テハ公正穩健ナル判断力ノ誘導ニ努ムルト共ニ益々国体觀念ヲ明カニシ淬勵ノ誠ヲ輸シテ師表タルノ本分ヲ完フセシメラレタシ。[江原道教育会 1935:88]

この指示事項は、初等学校に限定して示されたものではない。すなわち、ここでいう学校職

員による「不祥事」も初等学校で起こったものとは限らない。こうした「思想善導」が指示されだした背景には、1919年の三・一独立運動以後も高等普通学校や師範学校で展開された抗日学生運動の激化がある。そして、こうした運動には朝鮮人教員が関わるケースもあった。例えば、この指示が出される2年前の1932年12月には、大邱師範学校で共產主義意識を朝鮮人生徒に注入したとして玄俊赫教諭に懲役2年執行猶予5年の判決が言い渡されている<sup>(5)</sup>。こうした状況を踏まえ、江原道では、朝鮮人児童・生徒の民族意識を高揚するおそれのある、いわゆる「不穩思想」の朝鮮人教員を出さぬよう、初等学校を含んだすべての公立学校に「細心ノ注意」を払うことが指示されているのである。すなわち、朝鮮人教員の思想面にまで及ぶ指導をその役割とされた「内地人」教員は、教育の現場が抗日の温床と化さぬための監視役としての一面を持っていたといえる。

植民地期以前の日本人「教監」も韓国人教員の指導を行なっており<sup>(6)</sup>、保護国期と植民地期の連続をみることができる。しかし、その内容についてみると、「教監」の韓国人教員指導が、保護国という当時の状況にある程度制約されていたのに対し、植民地期の指導は、朝鮮人教員を国語としての日本語に堪能で、「国体觀念ニ悖ルガ如キ言動」を慎む人物に「善導」という「日本国民」育成の色合いが濃いものであった。すなわち、保護国期に原型が形成された朝鮮人教員の指導という「内地人」教員の役割は、保護国→植民地という状況変化に伴い、その目的が「親日」韓国人教員の育成から「日本国民」としての朝鮮人教員育成へと転換したといえる。

(2) 社会の教化

植民地朝鮮における「内地人」教員が果たすべき役割とされたものとして次に挙げられるのは、社会の教化である。「内地人」教員が社会の教化を担うべき存在と見做されたことは、当時の各地方における初等学校の位置づけが如何なるものであったかということと密接に関連している。1912年の『朝鮮総督府月報』によると、「公立普通学校ハ全道各府郡ニ散在シ初等普通

教育ノ機関タルト共ニ事実地方教化ノ中心」[朝鮮総督府 1912b : 131]であった。また、『施政二十五年史』でも「普通学校は国民性の涵養・国語の普及に於て最も重要な機関たるのみならず、一面郷党を指導して地方教化の中心たらしめんことを期して居る」[朝鮮総督府 1935 : 169]と記されている。すなわち、初等学校は児童に対して普通教育を行なう学校教育機関であると同時に、地方の教化を担う機関としての性格をも併せ持っていたのである。

日常、教員の服膺すべき必須の事項について規定した「教員心得」の中にも、教員が社会教化に従事すべきであることに関する次のような心得がある。

教師ハ同僚相親和シ進ンテ父兄郷党ニ親ミ之ヲ教化スルノ覚悟アルヘシ

教育ノ事業タル關係スル所大ニシテ独力其ノ効果ヲ挙げ難キモノナレハ教師ハ同僚互ニ親和一致シ好意ヲ以テ忠告善導シ優良ナル校風ヲ扶植シ最善ノ訓化ヲ生徒ニ及ホサムコトヲ期スヘシ其ノ他教師ハ父兄郷党ト親睦提携シ相呼応シテ教育ノ事業ヲ成就セムコトヲ計ルト共ニ社会ノ先覚ヲ以テ自ラ任シ之ヲ教化誘導スルノ覚悟アルヲ要ス [朝鮮総督府 1916a]

「教員心得」が公布された当時、内務部長官を務めていた宇佐美勝夫は、この心得、特に「社会ノ先覚ヲ以テ自ラ任シ之（父兄郷党—山下註）ヲ教化誘導スルノ覚悟アルヲ要ス」という部分に関し、次のような解説を付している。

教師は、父兄郷党の間にありては、一の先覚者たり。朝鮮の現状を觀察するに、朝鮮人の文化未だ全く洽からざるを以て地方に在りては、教師は確かに其の先覚者たるの位置に立てるものなり、故に教師は自重自在して、其の社会を教化誘導するの覚悟あることを要す。普通学校長の如きは、今日頗る此の点につきて尽力しつつあるを認むれども未だ足れりとすべからず、益進みて学校に於ける余力を用いて、其の社会郷党を教化するの中心となり蒙を啓き、善を奨め以て国家の良民たるに至らしめんことを努むべきなり。[宇佐美 1916 : 30]

社会教化の一環として、「父兄郷党の教化」を行なう覚悟の必要性が説かれている。「先覚者」たる教員、なかんずく「内地人」である普通学校長は、「頗る此の点につきて尽力しつつある」というのである。

例えば、馬山公立普通学校では、「一、時々学校及び村落に於て幻燈会を行なう。二、一箇年三回、通俗懇談会を学校に開き、此の会に於て矯風上の実行問題を決議する。三、女子のみを集めて、教育婦人会を催す。」[幣原 1919 : 173]という3つの活動を中心とした社会教化を行なっている。

また、新義州公立普通学校においても、「通俗懇談会」と称し、巡回講演を行なっている。そこでは身体の清潔を一種の風尚たらしめんと、朝鮮人に入浴が奨励されている。それは、学校の風呂場を利用し、「内地人」教員が範を示すというものであった。これらは、普通学校における社会教化実践の「善例」として挙げられているものであるが、これに対し、学校教員による社会教化が滞っているものとして、次のような事例が挙げられている。

義州公立普通学校に赴いて見ると、諸般の計画が、まだ能く実行せられるに至らないのは、学校長の更迭の爲めに、中心人物が欠けてゐる故である。是を以て見ても、校長の如き中心人物が、教化事業に最も必要なことを知るに余りある。[幣原 1919 : 176]

「諸般の計画」が実施されない理由として中心人物の欠如が挙げられている。ここでいう中心人物とは、校長である「内地人」教員を指している。すなわち、社会教化は、「内地人」教員なしには、滞りなく行ない得ないものと見做されていたのである。

また、『朝鮮教育大観』では「学校を中心とする社会教育」の重要な活動として「国語講習会」が挙げられ、そこでは学校教員が中心となって日本語の指導を行なうこととされている<sup>(7)</sup>。すなわち、教員は学校へ通う児童のみならず、学校周辺地域住民の日本語指導をも行なうものとされており、学校教員を通じて朝鮮社会における日本語の普及・徹底に努められたことがわ

かる。以上のように、日本語の指導や日本風俗の定着が図られた社会教化は、その内容からも明らかなように、「内地人」教員が中心的存在として取り組むべきものであった。

幣原坦は、『朝鮮教育論』の中で、社会教化を担うべきは「内地人」教員であることを次のように明言している。

内地人教師は、朝鮮人教師を率ゐて、只に学校内の児童の訓練のみならず、延いて社会の教育にまで指を染めることとなつてゐる。此の事は、教師にとつて随分の重荷であるけれども、朝鮮の如き新教化の浸潤を必要とする地方に於ては、少国民の陶冶と共に、多大の価値を有する。〔幣原 19 19：170〕

以上のように教員は、学校において児童の教育に従事するとともに地域教化をも担うべきものと見做されたのである。そして、それは教員の中でも特に「内地人」教員に求められたものであった。社会の教化は、「内地人」教員にとって「随分の重荷」であったものの、それは教育を通じて植民地支配の円滑化を図ろうとするひとつの試みとして「多大の価値を有する」役割とされていたのである。

こうした社会の教化は、植民地期以前の保護国期から行なわれており<sup>(8)</sup>、前節でみた朝鮮人教員の指導と同様、保護国期と植民地期の連続性を指摘できる。しかし、前者はあくまで日本による「模範教育」への理解を得るための手段として行なわれていたものであり、日本語の習得、日本風俗の定着を通じた「日本国民」育成という点にねらいが存した植民地期の社会教化とは特徴の面で連続していないといえる。

## おわりに

冒頭にも述べたように、「内地人」教員の実態は決して一様ではない。しかし、同時に植民地である朝鮮において、彼／彼女らがすべて紛れもない植民者側の教員であったことも看過することはできない。そこで、本稿では、こうした人々が「内地人」教員という括りで捉えられる際の位置づけや役割を明らかにすることに重点

をおいて論じてきた。

「内地人」教員は併合後も暫時、旧韓末からのポストである「教監」にとどまり、朝鮮人校長のかげにあつて実権を握った。そして、1911年11月1日の朝鮮教育令施行後は校長の座に着き、名実ともに学校の首脳として位置づくことになった。1919年以降、朝鮮人教員に校長への途が開かれた後もこうした「内地人」教員の位置づけはゆるぎないものであった。

そして、こうした「内地人」教員には、社会教化の中心的な担い手であることと、朝鮮人教員の指導を行なうことが求められた。日本風俗の定着活動や日本語の指導、さらには思想の「善導」といった植民政策の色彩を帯びたその実践からは、朝鮮総督府→「内地人」教員→朝鮮人教員・学校周辺の朝鮮人住民といった、「内地人」教員を通じた支配構造を読み取ることができる。

また、本稿で着目した植民地期における「内地人」教員の役割に関しては、いずれも保護国期における「教監」の役割との連続・不連続をみることができる。朝鮮人教員の指導や社会の教化といった役割の原型は保護国期に形成されたが、その内容は、「親日」韓国人の育成から「日本国民」たる朝鮮人の育成へとシフトしていた。この転換は、保護国から植民地という状況の変化によってもたらされたものといえる。

こうした「内地人」教員の役割は植民地期という期間内においても、時期によって多少変容していたと考えられるため、今後は「内地人」教員の役割とその実践についてより多くの事例を明らかにする必要がある。

また、本稿で着目した位置づけや役割等、「内地人」教員という集団としての特徴と、彼／彼女らの多様性をつきあわせた考察を行なっていくことも今後の課題であることを付言しておきたい。

## 注

- (1) こうした問題意識のもと、筆者はこれまでに、「内地人」教員内部の多様性を描くことで、その実相を把握する試みを行なっ

- てきた。具体的には、朝鮮内部で養成された「内地人」教員と、「内地」から招聘された教員（「植民地朝鮮における「内地人」教員の多様性—招聘教員と朝鮮で養成された教員の特徴とその関係—」教育史学会第50回大会口頭発表，2006年），また，朝鮮の師範学校の頂点にあった京城師範学校とその他の師範学校（拙稿「植民地朝鮮における初等学校教員の養成と配置」『国際教育文化研究』第6巻，2006年，137-148頁），養成段階における「内地」生活経験の有無（拙稿「植民地朝鮮の師範学校における「内地人」生徒—官立大邱師範学校を中心に—」『歴史学研究』第819号，2006年10月）等に着眼してきた。
- (2) 関屋，弓削，小田はいずれも植民地初期の教育政策（「朝鮮教育令」の公布，教科書編纂，初等学校増設等）に携わった学務官僚である。また，講師中3名の学校教員はいずれも京城高等普通学校の教員である。京城高等普通学校には附設臨時教員養成所があり，1922年まで普通学校の「内地人」教員を養成した唯一の機関である。
- (3) 古川昭によれば，朝鮮人教員は，「日本人訓導にまさる忠誠心を顕示して評価をえなければ，到底校長の地位を手にすることはできなかった」[古川 1996：38]という。
- (4) 2004年1月28日，藤井祐正氏からの聞き取りによる。
- (5) 「公立学校長会諮問事項答申書」（慶尚北道，1920年12月）には，大邱師範学校がある大邱において，事件が起こる以前に「学校長ハ部下教員殊ニ青年職員ノ思想善導ニ努ムルコト青年職員ハ活気ニ富ムルト共ニ思想ノ穩健ヲ欠ク傾アルハ何ノ時代皆然ラサルハナシサレト朝鮮現時ノ思潮ニ於テハ更ニ一段ノ注意ヲ要スルモノナキカト認ム」[慶尚北道 1920：42]と，教員の「思想善導」に関する記述がある。こうした記述は慈仁や乃城でも見られ，1920年代から朝鮮人教員の「思想善導」が行なわれていたことがわかる。
- (6) 保護国期における「教監」の韓国人教員指導については，稲葉継雄『旧韓国の教育と日本人』（九州大学出版会，1999年）で検討されている。
- (7) 西村緑也編『朝鮮教育大観』，朝鮮教育大観社，1932年，「社会教育」2頁。
- (8) 保護国期における日本人教員による社会教化については，稲葉継雄『旧韓国の教育と日本人』（九州大学出版会，1999年）で検討されている。

### 参考文献

- 稲葉継雄 1999 『旧韓国の教育と日本人』九州大学出版会
- 宇佐美勝夫 1916 「教員心得に就て」『朝鮮彙報』，頁
- 江原道教育会 1935 『江原道教育要綱』
- 開発社 1919 『教育時論』第1245号
- 慶尚北道 1920 「公立学校長会諮問事項答申書」
- 佐藤由美 2003 「朝鮮半島に渡った教師たち—近代化と植民地化の狭間で—」『教育』，第685号，国土社，94-101頁
- 幣原坦 1919 『朝鮮教育論』六盟館
- 関口康壽 1910 「朝鮮教育所見」『帝国教育』，第339号，頁
- 朝鮮総督府 1912a 『朝鮮総督府月報』，第1号
- 朝鮮総督府 1912b 『朝鮮総督府月報』，第12号
- 朝鮮総督府 1915 『朝鮮彙報』始政五年共進会記念号
- 朝鮮総督府 1916a 「教員心得」
- 朝鮮総督府 1916b 『朝鮮彙報』
- 朝鮮総督府 1935 『施政二十五年史』
- 西村緑也編 1932 『朝鮮教育大観』，朝鮮教育大観社
- 古川昭 1996 「公立普通学校の朝鮮人校長登用問題」『アジア教育史研究』第5号，アジア教育史学会，28-39頁
- 弓削幸太郎 1923 『朝鮮の教育』自由討究社  
(九州大学大学院)